

(別表7)

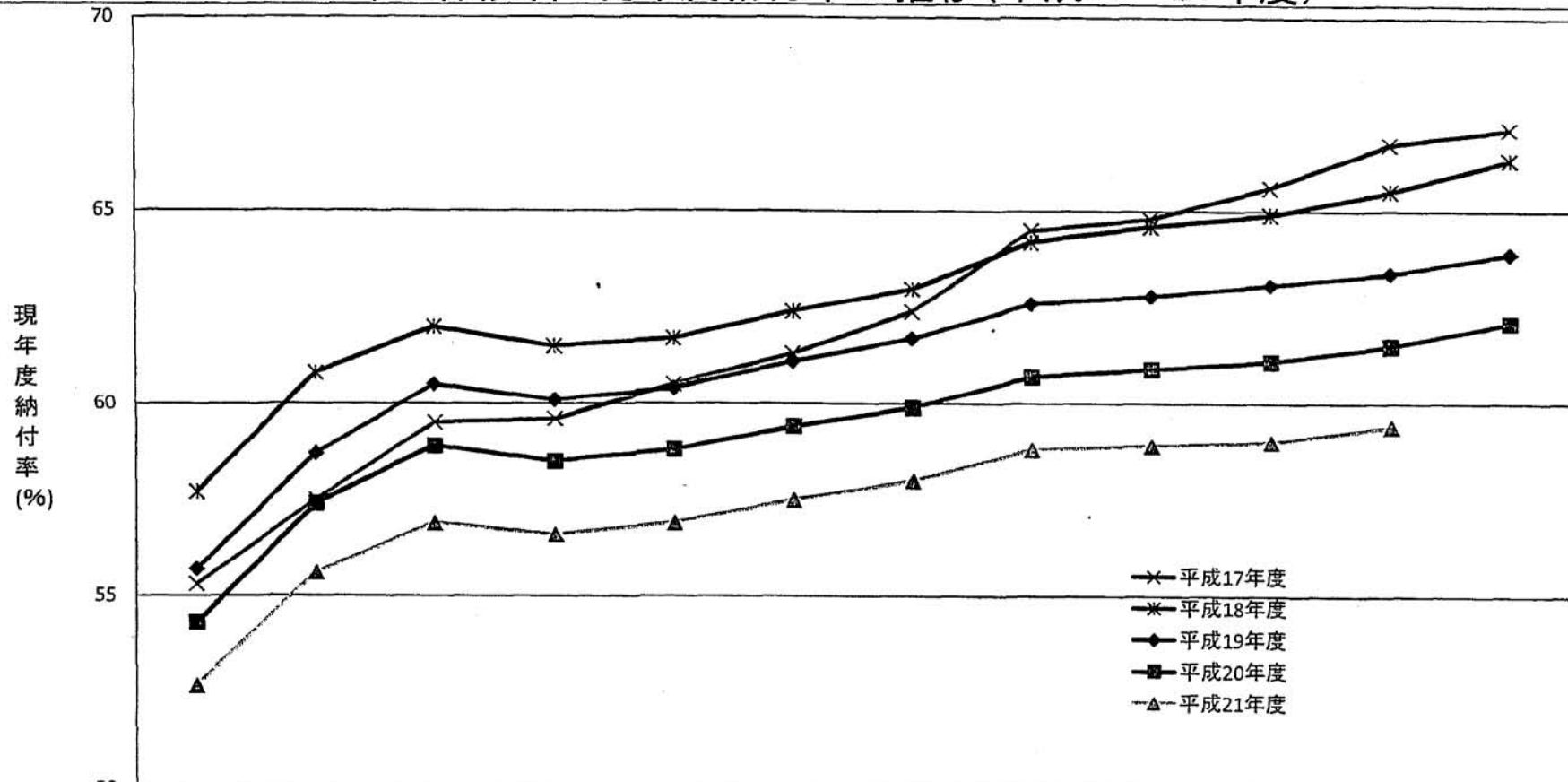
国民年金適用収納業務に係る実績数値(平成17年度～21年度)

項 目		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
1	第1号被保険者数(人)	21,901,248	21,230,496	20,353,751	20,006,624	19,851,287	
2	全額免除等割合(%) (注)	25.5	25.2	25.8	26.5	27.4	
3	現年度納付率(%)	67.1	66.3	63.9	62.1	59.4 (3月末)	
4	口座振替実施率(%)	40.2	40.2	39.5	38.0	36.3	
5	コンビニ等納付件数(件)	5,891,404	7,485,491	9,054,014	10,364,900	12,271,266	
	内 訳	①コンビニエンスストア(平成16年2月～)	5,891,404	7,485,491	8,739,990	9,663,012	11,072,659
		②インターネットバンキング(平成16年4月～)	約14万件	約24万件	312,588	377,017	420,539
		③クレジットカード(平成20年2月～)			1,436	324,871	778,068
6	過年度納付率(%)	(平成15年度) 67.4	(平成16年度) 68.2	(平成17年度) 72.4	(平成18年度) 70.8	(平成19年度) 68.5 (3月末)	
7	最終催告状発送件数(件)	172,440	310,551	40,727	16,350	17,131	
8	差押執行件数(件)	3,048	11,910	11,387	5,534	3,092	

注)法定免除、申請全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の合計

国民年金保険料 現年度納付率の推移(平成17~21年度)

(別表8)



	4月(5月末)	5月(6月末)	6月(7月末)	7月(8月末)	8月(9月末)	9月(10月末)	10月(11月末)	11月(12月末)	12月(1月末)	1月(2月末)	2月(3月末)	3月(4月末)
平成17年度	55.3	57.5	59.5	59.6	60.5	61.3	62.4	64.5	64.8	65.6	66.7	67.1
平成18年度	57.7	60.8	62.0	61.5	61.7	62.4	63.0	64.2	64.6	64.9	65.5	66.3
平成19年度	55.7	58.7	60.5	60.1	60.4	61.1	61.7	62.6	62.8	63.1	63.4	63.9
平成20年度	54.3	57.4	58.9	58.5	58.8	59.4	59.9	60.7	60.9	61.1	61.5	62.1
平成21年度	52.7	55.6	56.9	56.6	56.9	57.5	58.0	58.8	58.9	59.0	59.4	

(注)機構の中期計画では、「現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指す。」とされている。

また、平成21年度計画では、「現年度納付率については、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保することを目指す。」とされている。

国民年金保険料 最終納付率の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	現年度からの 伸び幅
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%					+4.0ポイント
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%				+4.6ポイント
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%			+5.3ポイント
18年度分保険料				66.3%	69.0%	70.8%		+4.5ポイント
19年度分保険料					63.9%	66.7%	%	
20年度分保険料						62.1%		—
21年度分保険料							%	

(注)機構の中期計画では、「国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。」とされている。

また、平成22年度計画では、「なお、行動計画の策定に当たっては、機構全体として、ア平成20年度の最終納付率については、平成20年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保すること。イ平成22年度末における平成21年度分保険料の納付率については、平成21年度末から2～3ポイント程度の伸び幅を確保すること。ウ平成22年度の現年度納付率については、前年度と同程度の水準を確保すること。を目標とするものとする。」とされている。

(2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進

① 厚生年金保険等の収納確保に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組む。

ア 口座振替の推進

保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の推進を図る。

イ 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

滞納事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。

なお、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聞き取ったうえで、きめ細やかな納付指導を行う。

② 各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。

- ・ 収納率及び滞納事業所解消数
- ・ 口座振替実施率

○保険料の納付期限内の納入を確実なものとするため、各事業所に対する口座振替による保険料納付の促進に努めました。具体的には、新規適用届を提出する事業所に対して、口座振替による納付を推奨しました。

○しかし、厳しい経済状況の下で、口座振替を辞退する事業所が増加し、平成21年度末口座振替実施率は前年度の実績を下回りました。

口座振替実施率（厚生年金保険）

81.9%（平成20年度） → 81.2%（平成21年度）

○滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分については、口座振替不能となった事業所に対して電話による納付督促を実施、督促指定期限までに納付されない事業所には来所通知書による呼出徴収、来所に応じない事業所については職員が訪問し、直接納付督促を実施するなど確実な徴収と滞納防止に努めました。

また、長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等に対しては、金融機関に預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知等による納付督促に努め、納付計画を示さない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めました。

○しかし、厳しい経済情勢の下で滞納事業所数が大幅に増加したこと等から、厚生年金保険の保険料収納率については、前年度の実績を下回ることとなりました。

保険料収納率（厚生年金保険）

98.4%（平成20年度） → 98.0%（平成21年度）

【別表10：厚生年金保険等徴収関係指標の推移】

(別表10)

厚生年金保険等徴収関係指標の推移

指標名		単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
保険料収納額 (過年度分を含む)①	厚生年金保険	億円	200,584	209,834	219,690	226,905	222,409
	協会管掌健康保険	億円	65,676	66,403	67,759	66,181	63,194
	船員保険	億円	639	621	615	611	551
保険料決定額 (過年度分を含む)②	厚生年金保険	億円	203,577	212,612	222,672	230,627	226,932
	協会管掌健康保険	億円	67,090	67,752	69,251	68,052	65,480
	船員保険	億円	694	670	659	655	596
保険料収納率 ①/②	厚生年金保険	%	98.5	98.7	98.7	98.4	98.0
	協会管掌健康保険	%	97.9	98.0	97.8	97.2	96.5
	船員保険	%	92.1	92.6	93.3	93.3	92.4
滞納事業所数		事業所	105,545	108,070	123,655	147,171	162,423
差押え事業所数		事業所	13,631	15,613	12,879	10,483	8,250
口座振替実施率	厚生年金保険	%	84.2	84.0	83.5	81.9	81.2
	協会管掌健康保険	%	85.5	85.5	84.6	82.8	81.5
	船員保険	%	56.4	56.4	56.1	55.6	52.1

(注1)協会管掌健康保険とは、全国健康保険協会が運営している主に中小企業の従業員を対象とした健康保険のことです。同健康保険の保険料については、年金保険料と併せて、機構が一括して徴収を行っています。

(注2)各年度の数値は、翌年度5月31日現在の数値を計上しています。

平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況
<p>3. 給付事務に関する事項</p> <p>① 迅速な決定</p> <p>ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握し、問題点については改善のための対策を徹底する。</p> <p>イ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。</p>	<p>○年金請求書を受け付けてから年金が決定され、年金証書が請求者に届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速な決定、年金のお支払いに取り組んでいます。</p> <p>＜設定したサービススタンダードの内容＞</p> <p>◇老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内（加入状況の再確認を要しない方は1か月以内）</p> <p>◇障害基礎年金：3か月以内</p> <p>◇障害厚生年金：3か月半以内</p> <p>○平成21年度の達成状況は、以下の表のとおり、老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金について、加入状況の再確認を要する場合は60%後半～80%半ばとなっていますが、加入状況の再確認を要しない場合は30%前半～40%後半と低い達成率となっています。</p> <p>また、障害基礎年金は80%以上となっていますが、障害厚生年金は10%と極めて低い達成率にとどまっています。</p> <p>○サービススタンダード達成率が低調な原因としては、年金記録問題への対応を優先したことによる影響のほか、日本年金機構移行に伴う設立当初の混乱、受給者の増加によるものと考えています。</p> <p>このため、地域の実情に応じた事務センター等の処理体制の見直しを行うなど、達成率の改善に向けた取組を進めています。</p>